

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の災害対応力向上検討業務（2019年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3	
<p>本業務は、災害発生時における当社の災害対応を確実に実施するため、社内の防災意識の促進啓発を行う総合防災訓練の内容検討・実施支援、中央防災会議が発出する「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更内容を踏まえた防災関係規程の改定支援、道路啓開に必要となる応急復旧資材の計画的配備のための情報収集・整理検討、津波避難誘導の実行力向上のために入路部の地理的条件等を考慮した避難者数の再計算、大雪に伴う道路管理者の取組の実施状況等の資料収集・整理を行うものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、当社の意図を的確かつ迅速に反映して業務を効率的に実施するノウハウを有すること、阪神高速道路の構造物に熟知していること、本業務の検討結果を踏まえた総合防災システムを活用する災害対応業務に精通していることが必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づいた当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であるため、当社の意図を的確かつ迅速に反映して業務を効率的に実施するノウハウを有し、阪神高速道路の構造物について熟知しているだけでなく、総合防災システムの構築や運用管理を通して当社の災害対応業務に精通している。</p> <p>これらのことから、阪神高速技研株式会社は他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p> <p>よって、同社は、他社よりも本業務を適切、かつ、効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	